

写

2 動薬第 7 1 2 号
令和 2 年 7 月 1 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
関係事務の取扱いについて」の一部改正について

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程(昭和 45 年 5 月 1 日農林省告示第 637 号。以下「配布規程」という。) 第 2 条第 1 項に基づく病原性微生物に該当する標準製剤等の配布については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 31 日付け 12 動薬 A 第 418 号農林水産省動物医薬品検査所長通知。以下「所長通知」という。)において通知しているところです。

今般、家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号)の一部が改正され、「牛ウイルス性下痢・粘膜病」が「牛ウイルス性下痢」に名称変更されました。これに伴い、令和 2 年 6 月 30 日農林水産省告示第 1246 号により、配布規程の別表の「牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス No. 1 2 株」を「牛ウイルス性下痢ウイルス No. 1 2 株」に、「牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス No. s e 株」を「牛ウイルス性下痢ウイルス No. s e 株」に変更しました。

このことから、下記の事項について、所長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知の上、貴協会会員への周知をお願いします。

記

所長通知の記の 16 (1) のア 病原微生物に該当する標準製剤等のうち、「②牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス No. 1 2 株」を「②牛ウイルス性下痢ウイルス No. 1 2 株」に、「③牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス No. s e 株」を「③牛ウイルス性下痢ウイルス No. s e 株」に、別添 2 の 18 (3) のイの (イ) の「牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス」を「牛ウイルス性下痢ウイルス」に改正します。